

提出する書類

消費税及び地方消費税の確定申告（簡易課税制度を適用する場合）には、次の3種類の書類を提出してください。

なお、2割特例を適用する場合の提出書類や申告書の作成方法については、「2割特例用消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」をご覧ください。

提出する書類や税額計算に使用する付表は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）からダウンロードできます。

- 消費税及び地方消費税の確定申告書第一表（簡易課税用）及び第二表
- 〔付表4-3〕 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（簡易課税用）
- 〔付表5-3〕 控除対象仕入税額等の計算表（簡易課税用）

申告書に記載された申告者ご本人のマイナンバー（個人番号）については、税務署で本人確認を行うため、次の本人確認書類の提示又は写しの添付をしていただく必要があります。

《マイナンバーカードをお持ちの方》

■ マイナンバーカード（個人番号カード）

※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。

《マイナンバーカードをお持ちでない方》

① 番号確認書類 及び ② 身元確認書類

① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	■ 通知カード※1 ■ 住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限り）などのうち、いずれか一つ
+	
② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	■ 運転免許証 ■ パスポート ■ 公的医療保険の被保険者証（又は資格確認書）※2 ■ 身体障害者手帳 ■ 在留カード などのうち、いずれか一つ

※1 「通知カード」は、その記載事項（氏名・住所など）に変更がない場合、又は、正しく変更手続が取られている場合に限り、確認書類として利用できます。

※2 写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

※ 還付申告書（申告書⑧控除不足還付税額に金額を記載した申告書）以外の確定申告書を提出する場合（相続人の方が提出する場合を除きます。）は、番号確認書類の提示等を省略することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

税額計算に便利な書類

『1. 基礎知識』でご説明したように、消費税と所得税には色々な違いがあります。

そこで、区分経理された帳簿などを基に、消費税の課税取引金額を計算する必要があります。次の書類は、申告書に添付する必要はありませんが、消費税の課税取引金額を計算する上で便利ですので、ご利用ください。

- 課税売上高計算表…表口
- 課税取引金額計算表（事業所得用、農業所得用、不動産所得用）

※ この手引きでは、表口を使用して、税額の計算方法を説明しています。

41～46ページに、確定申告書（第一表、第二表）、付表（4-3、5-3）及び計算表（表口）の見本を掲載しています。見本は、下書き用としてもご利用いただけます。

申告書作成の際には、以下の書類を参照することがあります。あらかじめ準備しておくとう便利です。

○ 売上金額・仕入金額など科目ごとの決算額の分かるもの	青色申告決算書、収支内訳書など
○ 取引の明細の分かるもの (消費税の課税取引を税率ごとに区分したもの)	帳簿など
○ 固定資産の譲渡や取得があった場合、譲渡(取得)金額の分かるもの	固定資産台帳など
○ 届出書の提出状況・中間納付税額の分かるもの	「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書

確定申告の準備

[illegible]

FA3001

令和 年 所得稅青色申告決算書 (一般用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地	事務所所在地	税務署長印	事務所所在地
事務所所在地	電話番号 (市外)	電話番号 (事業所)	氏名 (名称)	氏名 (名称)	電話番号
業種名	種別	加入税務署名			

期首									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和 年 月 日 損 益 計 算 書 (白 月 日 至 月 日)

提出用	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	酒 類 品 費	①	貸 倒 引 当 金	①
	商品商品(製品)費	②	減価償却費	②	貸 倒 引 当 金	②
	仕入金額(商品等)	③	燃料厚生費	③	貸 倒 引 当 金	③
	小計(②+③)	④	給料賃金	④	貸 倒 引 当 金	④
	商品商品(製品)費	⑤	外注工賃	⑤	専従者給与	⑤
	賃借料(⑤-④)	⑥	経子割引料	⑥	貸 倒 引 当 金	⑥
	差引金額	⑦	施設家賃	⑦	貸 倒 引 当 金	⑦
	(①-⑦)	⑧	賃 料 金	⑧	貸 倒 引 当 金	⑧
	租税公課	⑨	幼 幼	⑨	計	⑨
	繰上減価償却	⑩	所得金額	⑩		⑩
経費	水電光熱費	⑪	所得金額	⑪		⑪
	旅費交通費	⑫		⑫		⑫
	通信費	⑬		⑬		⑬
	広告宣伝費	⑭		⑭		⑭
	接待交際費	⑮		⑮		⑮
	租税公課	⑯		⑯		⑯
	雑費	⑰		⑰		⑰
	計	⑱		⑱		⑱
	差引金額	⑲		⑲		⑲
	(⑲-⑱)	⑳		㉑		㉒

●青色申告特別控除については、「決算の手引書」の「青色申告特別控除」の項を確認ください。

●下の欄には、書き込んでください。

貸 倒 引 当 金	貸 倒 引 当 金	貸 倒 引 当 金	貸 倒 引 当 金	貸 倒 引 当 金
貸 倒 引 当 金	貸 倒 引 当 金	貸 倒 引 当 金	貸 倒 引 当 金	貸 倒 引 当 金
貸 倒 引 当 金	貸 倒 引 当 金	貸 倒 引 当 金	貸 倒 引 当 金	貸 倒 引 当 金
貸 倒 引 当 金	貸 倒 引 当 金	貸 倒 引 当 金	貸 倒 引 当 金	貸 倒 引 当 金

旧税率が適用された取引がある場合

この「手引き」は、申告に係る課税期間（令和6年中）に標準税率7.8%及び軽減税率6.24%が適用された取引のみを行った（付表4-3及び5-3を用いて計算する）場合について説明しています。

旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引がある場合は、地方消費税額の計算方法が異なるため、付表4-1、4-2、5-1及び5-2を用いて計算します。

この場合に使用するこれらの付表は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）からダウンロードできます。